



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 6 2 号

令和3年(2021年)12月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術を担当させる機関の廃止について (生活支援課) 3
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について (障害福祉課) 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○地方自治法の規定に基づく指定納付受託者の 指定について (ごみ減量推進課) 4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3	○市道の区域の変更について (道路管理課) 4
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 所在地の変更について ( " )	3	○道路の供用の開始について ( " ) 5
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について ( " )	3	● 公 告
		○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課) 5

## 告 示

### ●金沢市告示第363号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場

- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵暫定自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営堅町暫定自転車駐車場
- 金沢市営此花町暫定自転車駐車場
- 金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
  - 自転車 115台
  - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
  - 令和3年11月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
  - 金沢市二口町ニ24番地5
  - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
  - 日時 令和3年12月21日から令和4年3月20日まで
  - 午前10時から午後7時まで
  - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
  - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第364号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
長田町地内	自 転 車	1 台
暁町地内	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	1 台
中屋1丁目地内	自 転 車	1 台
元菊町地内	自 転 車	1 台
北安江2丁目地内	自 転 車	1 台
田上の里2丁目地内	自 転 車	1 台
泉3丁目地内	自 転 車	1 台
四十万町地内	自 転 車	1 台
諸江町中丁地内	自 転 車	1 台
尾山町地内	自 転 車	1 台
下本多町六番丁地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
  - 令和3年11月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間
    - 令和3年12月21日から令和4年6月20日まで

## (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
学研ココファン・ナーシング金沢	金沢市三ツ屋町口38番地1	令和3年11月1日
訪問看護事業所 Luna・Station あじさい	金沢市上荒屋1丁目305番地	令和3年11月1日

## ●金沢市告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
北山クリニック	北山整形外科・手のクリニック	金沢市此花町3番2号	令和3年11月1日

## ●金沢市告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
ウエル金沢訪問看護ステーション	金沢市御所町1丁目340番地	平成30年2月28日

## ●金沢市告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
木村 智恵美	訪問マッサージまごのて	金沢市古府3丁目91番地 マルシン1号棟2	令和3年8月31日
神成 麻美	東洋治療院	金沢市久安5丁目247番地	令和3年11月16日

●金沢市告示第369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710105568	就労移行支援事業所ルート金沢	金沢市南町5番20号 中屋三井ビルディング401	株式会社C l a s s	東京都渋谷区円山町5番18号 道玄坂スクエア4F	就労移行支援	知的障害者 精神障害者	令和3年12月1日
1710105576	self-A・B2金沢	金沢市しじま台2丁目28番地10 セントラフォーレ102号室	株式会社A - r i s e	石川県白山市徳丸町367番地1	就労継続支援B型	特定なし	令和3年12月1日

●金沢市告示第370号

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事 務 所 の 所 在 地	指 定 を し た 日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA	令和3年10月14日

- 2 納付事務を委託した歳入  
粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手数料
- 3 納付事務を委託した期間  
令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

●金沢市告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年12月21日から令和4年1月4日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線68号 下堤・大手町線	大手町 270番 先から	旧	6.3	12.9
		大手町 270番 先まで	新	15.1	12.9
一般市道	尾張町2丁目線3号	尾張町2丁目 585番 先から	旧	3.0	12.0
		尾張町2丁目 586番 先まで	新	6.8	12.0
一般市道	戸板14号 北町線10号	北町 乙11番7 先から	旧	4.4	2.9
		北町 乙11番7 先まで	新	5.2	2.9
一般市道	小坂22号 神谷内町線	神谷内町 ト10番1 先から	旧	3.3~3.6	19.9
		神谷内町 ト10番2 先まで	新	3.5~5.0	19.9

●金沢市告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年12月21日から令和4年1月4日まで一般の縦覧に供します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
1級幹線68号 下堤・大手町線	大手町 270番 先から	令和3年12月21日
	大手町 270番 先まで	
戸板14号 北町線10号	北町 乙11番7 先から	令和3年12月21日
	北町 乙11番7 先まで	
小坂22号 神谷内町線	神谷内町 ト10番1 先から	令和3年12月21日
	神谷内町 ト10番2 先まで	

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和3年12月21日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和3年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

令和3年(2021年)12月21日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)12月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	